○総務省告示第二百六十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十条の四第一項第五号、第二項第四号、第三項第四号、第四項第四号、第五項第四号、第六項第四号及び第七項並びに別表第一号注33の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十七号（インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［第一　略］ ［削る］	［第一　同上］ 第二　インマルサット船舶地球局のインマルサットM型の無線設備 一　一般的条件 1　第一の一の2、3、8、11及び16の条件に適合するものであること。 2　空中線から輻射される電波の強さが毎平方メートル一〇〇ワット、二五ワット及び一〇ワットとなる地点から当該空中線までの距離について、レドームに表示されていること。 3　無線電信による通信（呼出し及び応答を行うためのものを除く。）及び無線電話による通信を行う場合は、一の搬送波について一のチャネルのデジタル符号化された情報により変調を行うものであること。 二　電気的条件 1　送信装置 ㈠　無線設備の種類に応じ、次の(1)又は(2)の周波数範囲の五kHz間隔のいずれの周波数も自動的に選択し、送信できること。 (1)　標準同調範囲型の無線設備 一、六二六・五MHzから一、六四六・五MHzまで (2)　限定同調範囲型の無線設備 一、六三一・五MHzから一、六四六・五MHzまで ㈡　等価等方輻射電力は、二一デシベル（一ワットを〇デシベルとする。以下この㈡において同じ。）及び二七デシベルであり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、㈠三デシベルから（＋）二デシベルまでの範囲とする。 ㈢　無線電信による通信（呼出し及び応答のためのものを除く。）を行う場合は、次の条件に適合すること。 (1)　変調方式は、二の直交するチャネルの入力信号（以下「Iチャネル」及び「Qチャネル」という。）に対し、次の相対位相関係を有する帯域制限されたオフセット四相位相変調（Qチャネルの入力信号をIチャネルの入力信号に比べて二分の一シンボル遅らせた四相位相変調をいう。以下「O－QPSK」という。）であること。

Iチャネル	Qチャネル	相対位相
一	一	（＋）四五度